

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 6/2563 号

件名：電子システムによる

操業開始期限のみの延長申請（e-Extension）の手続き

-----

奨励証書に記載された条件に従う必要がある被奨励者に対して操業開始期間のみの延長申請の便宜を図るため、

仏歴 2520 年（1977 年）投資奨励法の第 11 条、第 13 条、及び第 20 条の権限に基づき、投資委員会より委任を受けた投資委員会事務局は、操業開始期間のみの延長申請の手続きを以下のように定める。

第 1 項 本布告は操業開始期間のみの延長を申請し、かつ奨励証書に操業開始期限の条件が記載された被奨励者に適用する。

第 2 項 本布告に記載していない電子システムによる操業開始期間のみの延長申請に関するその他の実務的手続きは、電子取引法に従うものとする。

第 3 項 本布告に定められているかまたは本布告に反した事務局の規則、規定、布告について本布告に置き換えることとする。

第 4 項 本布告において

「サービス提供者」とは、投資委員会事務局を意味する。

「サービス受領者」とは、奨励証書に記載された操業開始期限の条件に従う必要がある被奨励者を意味する。

「期間延長申請書」とは、サービス提供者がインターネットを通じて書類や情報を提出しなければならないと定めた操業開始期間のみの延長申請書を意味する。

「システム」とは、電子システムによる操業開始期間のみの延長申請システム（e-Extension）を意味する。

第 5 項 電子システムによる操業開始期間のみの延長申請（e-Extension）の基準及び手続きは次の通りである。

5.1 期間延長を申請したいサービス受領者は、サービス提供者が定めたシステムの方法及び投資委員会事務局布告、件名：機械輸入期間及び操業開始期間の決定の規則に従わなければならない。

5.2 サービス受領者は電子システムにて報告書式を提出することが出来る。申請を受け取った後、サービス提供者が検討を行い、電子システムを通じて検討結果を通知する。

5.3 サービス受領者は書類ステータス確認システム（doc tracking）に使用するものと同じのユーザーネーム（Username）またはパスワード（Password）を使用して、操業開始期間のみの延長申請システムにアクセス出来る。

5.4 サービス提供者は、電子システムによる操業開始期間のみの延長申請に関して次のような業務を行う。

5.4.1 サービス提供者は第 5.6 項に基づき提出された期間延長申請書を検討する。

5.4.2 法律がある文言を原本と同様に従来の状態にて公表、または保管されなければならないと定めた場合、次の基準通りに公表または保管を電子的に行った時、原本としての公表または保管が法的になされたと見なされる。

(1) その文言が完成された時以降、それを正確に保つための電子情報処理は、信頼のおける方法である。そして、

(2) 後にその文言を表示できる。

(1)の文言の正確性に関しては、完全性及び文言が変更されないことを考慮しなければならない。しかし、その文言の正確性に影響がない承認、追加記録、または文言のやり取り、保管、表示において起こり得る如何なる変更を除く。

(1)の文言を正確に保つ方法の信頼性を判断するには、その文言の作成目的を含め、全ての関連要因を検討しなければならない。

5.4.3 第 5.4.2 項の定めの下に、法律がある文書または文言を保管がさせる場合、次の基準通りに電子情報として保管した時、その文書または文言を法的に保管したと見なされる。

(1)その電子情報は意味合いが変更されることなく、アクセスや再利用が可能である。

(2) その電子情報を作成または送信の最中に元の状態にて保管したか、作成、送信、または受信した文言を正確に表示できる。そして、

(3) 文言の送受信日付及び時間を含め、その電子情報の出元、送信先、そして受信先の特定できる文言が保管した。（ある場合）

5.5 サービス受領者はシステムにログインした場合、自分の情報の正確性に対し責任を持たなければならない。サービス提供者の許可を得ないまま、第三者が如何なる目的でユーザーネーム（Username）またはパスワード（Password）を使用してシステムにアクセスした場合、サービス提供者に過失がなければ、サービス提供者はこれに関し一切の責任を負わない。

5.6 期間延長申請を希望するサービス受領者はサービス提供者が定めた基準及び方法に従い、ウェブサイトを通じて情報を通知しなければならない。

5.7 サービス提供者が定めた形通りの操業開始期間のみの延長申請の関連書類に関しては、サービス受領者は正確性を確認し、サービス提供者に行政機関の証拠かつ所有物として保管されることを許可しなければならない。サービス提供者が関連書類を求めた場合、サービス受領者は速やかにそれを提出しなければならない。

5.8 サービス受領者が操業開始期間のみの延長申請情報の正確性を確認し、それをサービス提供者に送った後、サービス提供者による許可がなければ、その情報は完全かつ変更不可なものと見なされる。

5.9 電子情報の送受信に関する安全性を保持するために、従業員がユーザーネーム (Username) 及びパスワード (Password) を機密として扱うよう、サービス受領者は方針を決定しなければならない。ユーザーネーム (Username) 及びパスワード (Password) を所有しない第三者が自分のユーザーネーム (Username) 及びパスワード (Password) を使用したり、悪用できないよう、サービス受領者は使用を許可したり、そのような機会を与えてはならない。第三者にユーザーネーム (Username) 及びパスワード (Password) を使用され、サービス受領者が損害を被った場合、サービス受領者の責任と見なされる。

5.10 次のようなことが発生した場合、サービス受領者は直ちにサービス提供者に連絡しなければならない。

5.10.1 サービス受領者が電子情報の送信に使用するユーザーネーム (Username) 及びパスワード (Password) を紛失したり、ユーザーネーム (Username) 及びパスワード (Password) の所有者でない第三者によって破棄されたり、変更されたり、知られたり、使用されたことが判明した場合。

5.10.2 電子情報の送信に使用される従業員のユーザーネーム (Username) 及びパスワード (Password) が紛失したり、ユーザーネーム (Username) 及びパスワード (Password) の所有者でない第三者によって破棄されたり、変更されたり、知られたり、使用されるリスクが高いと状況的に判断した場合。

サービス受領者は、サービス提供者が第1段落に基づく出来事を報告される前に受け取った如何なる電子情報との関連性を否定するために、第1段落の事態を理由にしてはならない。

本項に基づく連絡は書面にて行なわなければならないが、緊急の場合は、ファックスにて連絡し、翌営業日にサービス提供者に書面を送って良いこととする。

第1段落に基づく連絡を受けた後、サービス提供者はサービス受領者に提供していた如何なる業務を直ちに中止する。その場合、サービス受領者は第5.6項に従い報告書式を再提出することができる。

5.11 サービス提供者が電子情報、またはそれに類似した形にて返答した時から電子情報は受け取られたと見なされる。

第1段落に基づくサービス提供者による返答は、送信した電子情報の内容の完全性に対するサービス提供者の確認、または承認と見なされない。

5.12 次のような場合、サービス提供者はサービス提供者に転送された電子情報を拒否する権利がある。

5.12.1 送信後に電子情報が追加訂正されたり、変更されたと技術的に判明した場合。または、送信された電子情報を制御するユーザーネーム (Username) 及びパスワード (Password) に異常がある場合。

5.12.2 受け取った電子情報が、その電子情報を送信する時の使用書に記載された技術的規定に合致しないことが判明した場合。

サービス提供者は電子情報の受け取りを拒否した場合、電子情報またはそれに類似した形にてサービス受領者に直ちに連絡する。

5.13 電子情報の送受信の際に、サービス受領者の従業員が送信をクリックした際に、ホストコンピュータに表示された時間を送信時間とし、サービス提供者が受信した際に、ホストコンピュータに表示された時間を受信時間とする。また、サービス受領者の本社を送信地とし、サービス提供者の本社を受信地とする。

5.14 第 5.13 項の下で、サービス提供者が正確かつ完全に電子システムにて書類を受け取った営業日と営業時間を、サービス受領者が操業開始期間のみの延長を申請した日とする。

投資奨励法律に基づくサービス提供者に対する書類提出または如何なる手続き、あるいはその法律に基づくサービス提供者による如何なる手続きの時間枠は、サービス提供者のコンピューターシステムのとやり取りで電子情報の形でした場合、祝日を問わずに操業開始期間のみの延長を 24 時間申請できるようにする。

5.15 不可抗力または如何なる原因によって引き起こされたシステムの異常や不備、あるいはサービス提供者に対する法的拘束力がない要因にて、サービスを提供できなかった場合、サービス提供者はサービス受領者に対して損害を賠償する義務を負わない。

5.16 サービス受領者の提出した内容がサービス提供者が定めた基準より異なった場合、サービス提供者は例外なく、期間延長申請書を検討しない。

5.17 障害発生によってサービス提供者がインターネットを通じたサービス受領者の手続きのための情報送信の受け取りを停止させた、または他の原因によってサービス受領者がインターネットを通じてサービス提供者の手続きのための情報を送信できない場合、サービス受領者にサービス提供者が定めた書式にて操業開始期間のみの延長の申請書を書面で提出する義務がある。

第 6 項 事務局は 2020 年 12 月 1 日より電子システムによる期間延長申請のサービス提供を開始し、2020 年 11 月 30 日より従来の書面でのサービス提供を廃止する。

第 7 項 本布告に基づく判断ができない場合は、投資委員会長官に判断を委ねる。

尚、只今より有効とする。

公布日：仏暦 2563 年（2020 年）10 月 28 日

ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット

（ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット）

投資委員会長官